公妻	を年月	月日	令和6年6月19日
所	属	名	環境部清掃管理課

契	約業	者名	· 住	所	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号 極東開発工業 株式会社
工	事	0)	名	称	リサイクルセンター破砕物搬送コンベヤ、残渣搬送装置他修繕工事
工	事		場	所	野田市目吹331番地
種				別	機械器具設置工事
工	事		期	間	令和6年6月20日から令和6年12月27日まで
契	約		金	額	41,800,000 円 (税込)
エ	事	D	概	要	野田市リサイクルセンター内に設置してある破砕物搬送コンベヤ、残渣搬送装置が部品の摩耗により処理能力が低下し、不燃物の処理に支障がでているため、修繕工事を実施するもの。
随	意 契	約	の理	曲	野田市リサイクルセンターは、極東開発工業株式会社の責任施工により建設され、各設備の機械等はメーカー独自の考えに基づき設置されたものである。交換部品等については、メーカー独自の特殊製品が使用されているため。

公才	を年月	月日	令和6年6月19日
所			環境部清掃管理課

契	約業	皆 名	i • 1	主所	東京都港区東新橋一丁目9番2号 水ingエンジニアリング株式会社
工	事	0)	名	称	第二清掃工場硫酸バンド貯留槽、汚泥脱水機、曝気ブロワ、焼却設備修繕工事
工	事		場	所	野田市船形4236番地
種				別	機械器具設置工事
工	事		期	間	令和6年6月20日から令和7年2月28日まで
契	約		金	額	66,000,000円(税込)
I	事	Ø)	概	要	第二清掃工場に設置してある硫酸バンド貯留槽、汚泥脱水機、曝気ブロワ、焼却設備について、部品等の摩耗により処理能力が低下し第二清掃工場の稼働に支障が出ることから修繕工事を実施するもの。
随	意 契	約	の理	里 由	野田市第二清掃工場(し尿処理場)は、荏原インフィルコ株式会社の責任施工によって建設され、各設備における機械などについては、メーカー独自の考えに基づき設置されたものである。水ingエンジニアリング株式会社は荏原インフィルコ株式会社の事業を継承しており、使用部品についても特殊部品を使用しているため。

公表	き年月	月	令和6年6月19日
所	属	名	環境部清掃管理課

契	約業	者名	i ・ 住	所	東京都中央区日本橋3丁目8番13号 東洋ホイスト 株式会社
工	事	0	名	称	清掃工場ごみクレーン修繕工事
工	事		場	所	野田市三ツ堀356番地の1
種				別	機械器具設置工事
工	事		期	間	令和6年6月20日から令和6年10月31日まで
契	約		金	額	7,975,000 円(税込)
エ	事	Ø	概	要	清掃工場ごみクレーンの巻上ドラム及びギヤが破損のため、使用できない状況であり、清掃工場の運転に支障が出ることから修繕工事を実施するもの。
随	意 契	約	の理	由	野田市清掃工場は、三菱重工業株式会社の責任施工により建設され、各クレーンについては東洋ホイスト株式会社製のものが設置されており、本工事の使用材料は、クレーンメーカー製造の特殊部品を用いる必要があるため。

公才	を年月	月	令和6年6月28日
所	属	名	環境部清掃管理課

契	約業	者名	i · 住	所	東京都足立区西新井栄町3丁目17番13号 長岡機材 有限会社
工	事	0)	名	称	第二清掃工場破砕機更新工事
工	事		場	所	野田市船形4236番地
種				別	機械器具設置工事
工	事		期	間	令和6年6月29日から令和7年2月28日まで
契	約		金	額	18, 150, 000 円(税込)
エ	事	D	概	要	第二清掃工場に設置してある2台の破砕機について、部品等の摩耗により処理能力が低下し、 第二清掃工場の稼働に支障が出ることから更新工事を実施するもの。
随	意 契	約	の理	由	本機器は、第二清掃工場の受入貯留設備の前処理工程におけるゼノア環境装置㈱製造の特定機種であり、整備作業を実施できる業者は、メーカーが指定したメンテナンス代理店である長岡機材有限会社以外になく、使用部品についてもメーカー製造の特殊部品を使用しているため。

公表年月日	令和6年6月28日
所 属 名	自然経済推進部みどりと水の まちづくり課

契	約業	者 名	· 住	所	東京都中央区晴海三丁目5番1号 月島JFEアクアソリューション 株式会社
工	事	\mathcal{O}	名	称	浸出水処理施設修繕工事
工	事		場	所	野田市瀬戸1047番地の1
種				別	機械器具設置工事
工	事		期	間	令和6年6月29日から令和7年2月28日まで
契	約		金	額	8,580,000円 (税込)
エ	事	<i>O</i>	概	要	野田市パブリックゴルフ場けやきコース内一般廃棄物最終処分場から発生する原水の水質等を改善するための浸出水処理施設の設備について、経年劣化等により機能低下した各種ポンプの取替え、各種機器の分解整備及び配管の取替えを行い、機能の回復を図るもの。
随	意 契	約	の理	由	当該工事は、維持管理業務を継続するために必要な関連作業であり、各種ポンプの取替時、各種機器の分解整備時、配管の取替時など断続的に施設の稼動を停止、運転することとなる。このため、放流水の水質を正常に維持するためには処理水量、空気量、薬品注入量の調整など施設ごとの特有な技術を必要とする運転管理を進めながらの施設修繕工事であり、維持管理を行っている業者でなければ工事実施が困難であるため。